

【概要】

追及権は、美術の著作者が制作した作品が転売されるたびに、著作者にその転売額の一部が支払われるという権利である。我が国では未導入であるが、ベルヌ条約第14条の3にも規定され、また、世界の90カ国で導入されている。本セミナーでは、追及権の沿革を説明したのち、その存在意義あるいは正当化理由について考える。その後、WIPO（世界知的所有権機関）のSCCR（著作権等常設委員会）における議論の現状について解説する。

2023
4月25日（火）
16:10～17:40

アートと
知財セミナー
第二回

講師

山口大学国際総合科学部、知的財産センター長・教授
小川 明子

テーマ

『追及権の現状』

講師
プロフィール

【略歴】

- ・早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程修了 博士（法学）
- ・早稲田大学法学学術院助手
- ・山口大学知的財産センター特命准教授

【著書】

- ・「文化のための追及権－日本人の知らない著作権－」（株）集英社
- ・「たのしい著作権法」（有）山口ティー・エル・オー

【お申込み】

下記URLよりお申込みください。

<https://ds23e.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~jimur/form/?en=230410153759>

申込締切
4/24(月)

【お問い合わせ先】

山口大学 大学研究推進機構 知的財産センター
〒755-8611 山口県宇部市常盤台2-16-1
TEL : 0836-85-9942
E-mail : ip_fdsd@yamaguchi-u.ac.jp
<http://kenkyu.yamaguchi-u.ac.jp/>



☞こちらを読み取り、
お申込みも可能です。

広報

提供プログラム：知財全般



知的財産
教育研究共同利用拠点